

暴力団排除条項等の導入に伴う貸金庫規定の改定について

J A かながわ西湘は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成 27 年 3 月 26 日付で貸金庫規定に暴力団排除条項および成年後見人等の届出事項を導入し、同日より新規規定の適用を開始することとしました。

暴力団排除条項とは、貸金庫利用者（またはこれから利用を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。

改定後の新規規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。改訂内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

<新旧対照表>

【貸金庫規定】

(改 正 後) 貸金庫規定	(改 正 前) 貸金庫規定
<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p><u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。</u></p> <p><u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当組合に届出てください。</u></p> <p><u>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てください。</u></p> <p><u>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p>12. (解約等)</p> <p><u>(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</u></p> <p><u>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p><u>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p>	<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>12. (解約等)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</u></p> <p>E. <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(4) <u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金とし(略)</u></p> <p>(5) <u>第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したと(略)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p>(1) <u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(3) <u>上記(2)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金とし(略)</u></p> <p>(4) <u>上記(1)または(2)の明渡しが3か月以上遅延したと(略)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>17. (規定の変更等)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

以上